

問題だらけのマイナ保険証 義務化

～市民を翻弄する、マイナンバー
カードの出鱈目な使い方～

2023. 09. 24

清水 勉（東京）



なぜ、いまになって大騒ぎ？

マイナンバーカードは個人番号法スタート時から始まった

日弁連は個人番号制度もマイナンバーカードも大問題と言って来た

しかし、世間も裁判所もほとんど無関心

だから、マイナンバーカードも大して普及しなかった

それが、

健康保険証機能をマイナンバーカードに持たせて健康保険証を廃止する！

となったら、急に騒がしくなった



何が騒ぎになっているかというと、

個人番号制度の問題ではない

マイナンバーカードに健康保険証機能
を持たせることの問題でもない

マイナ保険証がないと医療を受けられ
ないという仕組みが問題

これまでの健康保険証が使えない！

3



国民健康保険法

（療養の給付）

第36条 市町村及び組合は、被保険者の疾病及び負傷に関
しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。（略）

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その
他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他
の看護

➡ 被保険者であれば、療養給付が受けられる。

4

資格確認

3 被保険者が第1項の給付を受けようとするときは、**自己の選定する保険医療機関等**（略）から、**電子資格確認**（略）（保険医療機関等から療養を受けようとする者又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする者が、市町村又は組合に対し、**個人番号カード**（略）に記録された**利用者証明用電子証明書**（略）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村又は組合から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者であることの確認を受けることをいう。）**その他厚生労働省令で定める方法**（略）により、被保険者であることの確認を受け、第1項の給付を受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該確認を受けることを要しない。

➡ 健康保険証ではなく利用者証明用電子証明書

組合加入＋保険料の支払



（規約の記載事項）

第18条 組合の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三（略）

四 組合員の加入及び脱退に関する事項

五 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項

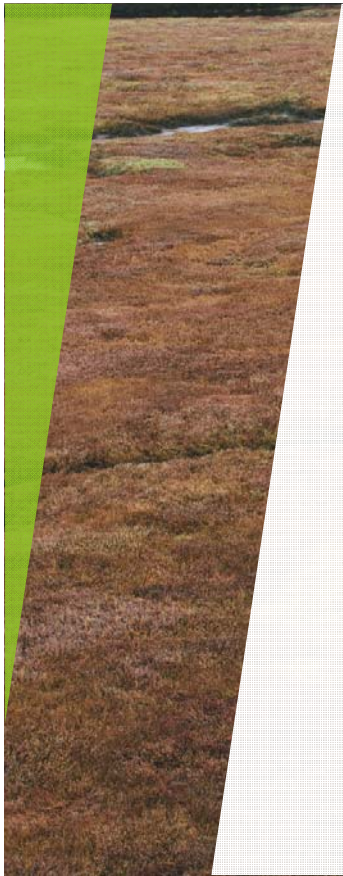
六、七（略）

八 **保険料**に関する事項

九～十一（略）

➡ 組合に加入して保険料を払うことが療養給付の要件

➡ マイナ保険証の取得は療養給付の発生要件ではない



行政がそれまでの制度を改めるのは、ふつう

利用者（国民、住民）にとって

- ① 明らかに便利になる
 - ② 明らかに安くなる
 - ③ セキュリティレベルは明らかに高くなる
- ➡ だから利用者は喜ぶ

7

制度運用者（自治体職員、事業者）にとって

- ① 運用しやすくなる
 - ② 運用コストが安くなる
 - ③ セキュリティレベルも高くなる
-

➡ だから制度運用者は喜ぶ

8

マイナ保険証は そうなっている だろうか？



現在の国民健康保険被保険者 証は

- ・ 有効期間 1 年、組合から毎年、自宅に送ってくる
- ・ 組合事務所に出席がなくていい・・・○
- ・ 無料・・・○
- ・ 国民健康保険の被保険者であることの証明しかできない・・・×

➡ 「しかできない」はデメリットか

健康保険証ではなりすましを防げない、というが、

地域医療では医療従事者と患者は顔見知り。継続的に受診している医療機関では間違いようがない。

未加入者が名義人が通っていない医療機関で受診することは可能だが

10

マイナンバーカードは申請主義



市町村役場（出先機関）に出向かなければいけない

有料（１，０００円）

- ➡ 紛失したら１，０００円、
紛失したら１，０００円、
紛失したら１，０００円、

- ・ 紛失している間は使えない

11

申請主義（条文）

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』

（個人番号カードの発行等）

第１６条の２ 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。



12



なぜ、申請主義なのか

住基カードもマイナンバーカードも法案検討段階では全国民強制案があったが、法律にはならなかった。その理由は、

- ▶ カードの利便性とリスクはセット
- ▶ カードを持つことで、持たない人より便利になるとしても、
 - ・他人に不正利用されたときの損害、失くした時の不便を覚悟する必要がある
 - ・しっかり管理できる人だけが持てばいい
- ▶ 全国民に取得させるのは権力によるリスクの押し付け
 - ➡ 明らかに不合理
- ▶ 「持たない」がいちばんのリスク回避策

13

マイナ保険証は大原則を壊す

不便でもいいからリスクを負いたくない人にリスクを負わせる

自己管理ができないことがはっきりしている人でも取得しなければならなくなる

・だれがマイナンバーカードを管理するか

・その人その施設の人は絶対に信頼できるか

・裏切られた時の損害はだれが責任をとってくれるのか

券面に書いてないわかりにくい有効期間 マイナンバーカードの有効期間

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令』第26条

個人番号カードの発行の日において18歳以上の者

➡ 発行日から発行日後のその者の10回目の誕生日まで

個人番号カードの発行の日において18歳未満の者

➡ 発行日から発行日後のその者の5回目の誕生日まで

※ 18歳以上のすべての人が10年ごとに死ぬまで必ず
交付申請手続をし続けることができるか

券面に書いてないわかりにくい有効期間 電子証明書の有効期間

健康保険証用の利用者証明用電子証明書独自の有効期間がある

『電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律』

第5条 個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間は、主務省令で定める。

『電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則』第13条

法第5条に規定する署名用電子証明書の有効期間は、署名用電子証明書の発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までとする。

1) 発行の日後の申請者の5回目（略）の誕生日

2) 申請者が利用者証明用電子証明書の発行を受けている場合は、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了する日

3) 当該署名用電子証明書が記録された個人番号カードの有効期間が満了する日

些細なサービス
ならトラブルは
小さいが、医療
は重大！

自治体が住民に取得を強く奨めていると、トラブルが起こったときに自治体が抗議の矢面に立つことになる

医療機関がマイナ保険証以外受け付けないという対応をすると、本人認証の失敗など医療機関側に責任がある場合だけでなく、マイナ保険証忘れや有効期間切れなど患者本人に責任がある場合でも、本人や家族から抗議が出そう

そういうトラブルが全国の自治体や医療機関で絶え間なく続くことが予想される

17

短期間に全員一律に取り組む思想の 危うさ

マイナンバーカードを全国民、全定住外国人に取得させ利用させるという政策を政府が短期間で実現させること自体の危険性

★マイナンバーカードの孕む問題を考えさせない

★逆らう人は社会の一員と認めない

★現場からの修正、変化を認めない

という思想基盤がある

そういう社会では、人は自分で考えなくなる

考えなくてよい社会は楽なのだが、

その社会は多様性を認めない心の狭い人たちばかりになる

18

日本社会のあり方、これからが
問われている

マイナ保険証は任意取得
健康保険証は存続

時間をかけて、国民、自治体、医療機関、だれもが困らない、まともで合理的な新たな制度を考えるべき



19

それまでは、



いまの健康保険証
をこれまでどおり
使えるようにする
ことがベスト！

20